

## 意見聴取の進め方について

## 1. 意見聴取の進め方について

### (1) 意見聴取対象

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）

### (2) 意見を聴く者と意見聴取方法

#### ① 学識経験を有する者

河川法第16条の2等に準じて、石狩川水系における河川整備計画の策定の際に意見を聴いた学識経験を有する者の意見を聴く予定。（別添1）

#### ② 関係住民

河川法第16条の2等に準じて、関係住民の意見を聴く場を開催する予定。（別添2）

※ 関係住民からの意見聴取を補足する手段として、電子メール等を活用した意見募集を並行して実施予定。（別添3）

#### ③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、北海道知事の意見を聴く予定。※<sup>1</sup>

#### ④ 関係利水者

幾春別川総合開発事業に関係する利水参画者の意見を聴く予定。

- ・ 水道に係るダム使用権設定予定者  
桂沢水道企業団
- ・ 工業用水道に係るダム使用権設定予定者  
北海道
- ・ 発電に係るダム使用権設定予定者  
電源開発株式会社

※<sup>1</sup> 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」（河川法施行令第10条の4）

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」  
 に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場の開催について

1. 概要

石狩川水系における河川整備計画策定時に意見聴取を行った学識経験を有する者から意見を聴く予定です。

2. 意見聴取対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」

3. 開催場所

岩見沢市内（予定）

4. 意見を聴く学識経験を有する者

（五十音順、敬称略）

|            |            |                         |
|------------|------------|-------------------------|
| あかま<br>赤間  | ゆみ<br>由美   | 元 妹背牛町立妹背牛小学校長          |
| うえだ<br>上田  | ひろし<br>宏   | 北海道大学教授                 |
| うちだ<br>内田  | かずお<br>和男  | 北海道武蔵女子短期大学長            |
| くろき<br>黒木  | みきお<br>幹男  | 元 北海道大学准教授              |
| こばやし<br>小林 | ひでつぐ<br>英嗣 | 北海道大学名誉教授               |
| たんぼ<br>丹保  | のりひと<br>憲仁 | 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 理事長 |
| つじい<br>辻井  | たついち<br>達一 | （財）北海道環境財団 理事長          |
| なかい<br>中井  | かずこ<br>和子  | 中井景観デザイン研究室 代表          |
| ながさわ<br>長澤 | てつあき<br>徹明 | 北海道大学名誉教授               |
| なかむら<br>中村 | ふとし<br>太士  | 北海道大学教授                 |

※ やまだ ただし  
 山田 正 中央大学教授 は「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の委員であることから、意見聴取の対象としない予定。

## 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の意見を聴く場の開催について

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下により、関係住民の意見を聴く場を実施いたします。

### 1. 意見聴取対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」）

### 2. 意見聴取対象者

以下に示す幾春別川及び石狩川下流域の市町村に在住の方

札幌市、岩見沢市、美唄市、江別市、三笠市、石狩市、当別町、新篠津村

### 3. 応募方法

報告書（素案）に対して、意見の発表を希望される方は、『別紙－1 留意事項』を確認した上で、『別紙－2 応募用紙』に報告書（素案）に対するご意見等を記載して、「5. 応募用紙の提出先及び提出期限」によりご提出下さい。

### 4. 開催日時、開催場所

開催場所：岩見沢市内

開催日：平成24年●月●日（●）

開催時間：●●：●●～●●：●●

### 5. 応募用紙の提出先及び提出期限

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

②ファックス：011-618-4701

③電子メール：ikusyunbetsu\_koutyou@hkd.mlit.go.jp

（件名に、「幾春別川総合開発事業の検証に係る関係住民の意見を聴く場への応募」と明記して下さい）

提出期限：平成24年●月●日（●）17時必着

## 6. 「応募用紙」(様式)の入手方法

### ①インターネットによる入手

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②紙媒体による入手

7. ②の閲覧場所において応募用紙を配布。

## 7. 閲覧又は資料の入手方法

### ①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。なお、閲覧可能な時間は各場所の開庁時間に準じます。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課(札幌市中央区北2条西19丁目)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所(札幌市南区南32条西8丁目2番1号)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所(岩見沢市7条東9丁目3番地1)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所(江別市高砂町5番地)
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所(三笠市幾春別山手町91-1)
- ・札幌市役所下水道庁舎建設局下水道河川部河川事業課(札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1)
- ・岩見沢市役所企画財政部企画室(岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号)
- ・美唄市役所都市整備部都市整備課(美唄市西3条南1丁目1番1号)
- ・江別市役所建設部都市建設課(江別市高砂町6番地)
- ・三笠市役所企画経済部建設管理課(三笠市幸町2番地)
- ・石狩市役所建設水道部管理課(石狩市花川北6条1丁目30番地2)
- ・当別町役場建設水道部建設課(石狩郡当別町白樺町58番地9)
- ・新篠津村役場産業建設課(石狩郡新篠津村第47線北13番地)

## 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する関係住民の意見を聴く場にあたっての留意事項

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、以下に示す幾春別川及び石狩川下流域の市町村に在住の方からご意見をお聴きするものです。

札幌市、岩見沢市、美唄市、江別市、三笠市、石狩市、当別町、新篠津村

（発表にあたっての留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき 10 分以内で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守をお願いします。なお、応募者が多数の場合は、発表時間を 5 分程度に短縮させていただくことがあります。
- 2) 意見の発表時間は、全体で 90 分程度としています。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 公述人は、意見を聴く場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 公述人は意見を聴く場での質問はできません。
- 6) 北海道開発局は意見を聴く場では説明を行いません。
- 7) 公述人は代理人への公述依頼はできません。公述人が当日開催場所に来られない場合は、公述は無効とさせていただきます。
- 8) 意見発表において下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。
- 10) 意見を聴く場では、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- 11) 意見を聴く場の終了後、後日北海道開発局から発言の内容や趣旨を確認させていただくことがあります。



## 「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」 に対する意見募集の実施について

国土交通省北海道開発局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下、「実施要領細目」という。）に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成24年10月25日開催の「第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）を作成しましたので、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領により、広く皆様からご意見を募集いたします。

### 1. 意見募集対象

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下、「報告書（素案）」）

### 2. 意見募集期間

平成24年●月●日（●）～平成24年●月●日（●）（17時必着）

### 3. 提出方法

ご意見は、電子メール・郵送・ファックスのいずれかの方法で4. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見提出様式により、下記①～⑦を記載下さい。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所
- ③電話番号又はメールアドレス
- ④職業（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑤年齢（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑥性別（企業・団体としての意見提出の場合は不要）
- ⑦ご意見（意見該当箇所の頁と行も合わせて記載してください）

※ 頂いたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

### 4. 提出先

別紙1の用紙に意見をご記入の上、以下の提出先まで期限内に送付してください。

提出先：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局宛

①電子メール：ikusunbetsu\_goiken@hkd.mlit.go.jp

②郵送：〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

③ファックス：011-618-4701

（件名に、「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見」と明記して下さい）

## 5. 閲覧又は資料の入手方法

### ①インターネットによる閲覧

国土交通省北海道開発局「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」  
ホームページ

URL: <http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/kasen/09kawazukuri/06ikusyun/index.html>

### ②資料の閲覧場所

以下の場所において、資料の閲覧が可能です。なお、閲覧可能な時間は各場所の開庁時間に準じます。

- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課（札幌市中央区北2条西19丁目）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部札幌河川事務所（札幌市南区南3条西8丁目2番1号）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部岩見沢河川事務所（岩見沢市7条東9丁目3番地1）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部江別河川事務所（江別市高砂町5番地）
- ・国土交通省北海道開発局札幌開発建設部幾春別川ダム建設事業所（三笠市幾春別山手町91-1）
- ・札幌市役所下水道庁舎建設局下水道河川部河川事業課（札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1）
- ・岩見沢市役所企画財政部企画室（岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号）
- ・美唄市役所都市整備部都市整備課（美唄市西3条南1丁目1番1号）
- ・江別市役所建設部都市建設課（江別市高砂町6番地）
- ・三笠市役所企画経済部建設管理課（三笠市幸町2番地）
- ・石狩市役所建設水道部管理課（石狩市花川北6条1丁目30番地2）
- ・当別町役場建設水道部建設課（石狩郡当別町白樺町58番地9）
- ・新篠津村役場産業建設課（石狩郡新篠津村第47線北13番地）

## 6. 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200字以内）を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち市区町村名を公表する場合があります。
- ④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認のために利用します。
- ⑤電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑦期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

【別紙 1】  
(意見提出様式)

国土交通省北海道開発局札幌開発建設部河川計画課内

「幾春別川総合開発事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局 宛

幾春別川総合開発事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見募集について

|                    |   |   |  |     |  |  |
|--------------------|---|---|--|-----|--|--|
| ①氏名(フリガナ)          |   |   |  |     |  |  |
| ②住所                |   |   |  |     |  |  |
| ③電話番号又は<br>メールアドレス |   |   |  |     |  |  |
| ④職業                |   | ⑤年齢   |  | ⑥性別 |  |  |
| 意見該当箇所             |   | ⑦ご意見は項目ごとに 200 文字以内で記載してください。                     |  |     |  |  |
| 頁                  | 行 | (ご意見が 200 字を越える場合は、併せてその内容の要旨(200 字以内)も記載してください。) |  |     |  |  |
|                    |   |   |  |     |  |  |